



児童関係・障がい者関係手当一覽

児童を養育している方や障がい児（者）を養育している方等に支給される主な手当を紹介します。



	事業名（事業内容）	対象者（関係分抜粋）	手当月額	備考
15歳まで	<p>児童手当</p> <p>（中学校修了前までの児童を養育する者に対して手当が支給されます。）</p>	<p>中学校修了前の児童（15歳到達後3月末までの児童）を養育する方 ※公務員は職場に申請 【6月・10月・2月支給】</p>	<p>0歳～3歳未満 15,000円 3歳～小学校修了前 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円 所得制限を超える場合（0歳～中学生） 5,000円</p>	
18歳まで	<p>児童扶養手当</p> <p>（父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している方等に手当が支給されます。）</p>	<p>母子（父子）家庭等下記の児童等（18歳到達後3月末までの児童）を養育する方 ○父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童 ○父又は母が婚姻によらないで生まれた児童 ○父又は母が重度の障がいである児童 【4月・8月・12月支給】</p>	<p>第1子 42,500円 第2子目 10,040円加算 第3子以降 6,020円ずつ加算</p>	
20歳まで	<p>特別児童扶養手当</p> <p>（障がいのある児童を養育している父母等に障害の状況により、手当が支給されます。）</p>	<p>精神又は身体に障害を有する児童を家で監護・養育をしている方 【4月・8月・11月支給】</p>	<p>1級 51,700円 2級 34,430円</p>	
	<p>障害児福祉手当</p> <p>（在宅の重度障がい児の方にその障害により生じる特別の負担の一助として手当が支給されます。）</p>	<p>精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において特別な介護を必要とする方 【5月・8月・11月・2月支給】</p>	<p>14,650円</p>	
18歳以上	<p>家族介護手当支給事業</p> <p>（在宅の障害者を介護する者に、慰労のため手当を支給します。）</p>	<p>在宅で障害程度区分「区分4」以上の者を介護している家族。ただし、町民税所得割非課税の者を介護する者 【毎月支給】</p>	<p>10,000円</p>	町制度
20歳以上	<p>特別障害者手当</p> <p>（重度の障がいの方に、その障害により生じる特別の負担の一助として手当が支給されます。）</p>	<p>精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において特別な介護を必要とする方 【5月・8月・11月・2月支給】</p>	<p>26,940円</p>	

※各手当には所得制限により支給停止又は一部支給等があります。

※各手当は、申請月の翌月分から支給の対象となります。
申請及び書類整備が遅れた場合には、経過月分は受給できませんので注意してください。



生活相談

お問い合わせ先 新得町役場保健福祉課（保健福祉センターなごみ内）
電話番号 0156-64-0533 福祉係（内線222）【手当支給関係】
健康推進係（内線226）【子育て等相談関係】